平成２７年（フ）第１３０５号
さいたま市桜区西堀６丁目５番18―604号
債務者　辻村　雅樹（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５５号
埼玉県川口市元郷５丁目27番17号
債務者　小川　麻衣
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５７号
埼玉県新座市栗原３丁目11番８号
債務者　伊藤　照子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
埼玉県所沢市緑町２丁目11番６―103号
債務者　薬袋　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２１号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目20番地の24
債務者　上本美佐緒
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７３号
埼玉県東松山市松本町１丁目１番15号　グランメール小林101
債務者　小嶋　昭規
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８３号
埼玉県東松山市大字東平2243番地18
債務者　宮岡　美和
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８６号
埼玉県本庄市銀座２丁目９番１号、旧住所埼玉県本庄市銀座３丁目２番10号　パビリオン本庄205号
債務者　橋本　眞人
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４６号
京都府京丹後市大宮町口大野1194番地
債務者　上田　昇作
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第７３１号
大阪府羽曳野市野635番地１の２、住民票上の住所大阪府羽曳野市野635番地の２
債務者　天見　充良
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
北海道滝川市泉町２丁目12番33号
債務者　北村　雅仁
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５号
北海道登別市若草町４丁目19番地12
債務者　郡司　一美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
盛岡市津志田14地割184番地
債務者　齋藤　時彦
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６３号
群馬県太田市内ケ島町582番地２
債務者　三田　善計
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２７５号
静岡県富士市宮島735番地の１　市営住宅早川団地Ａ―201号
債務者　澤田　京子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３９１号
沖縄県那覇市字仲井真274番地２　盛アパート205
債務者　松原　静奈（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５５号
熊本県玉名市築地1569番地
債務者　岸井　一幸
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
熊本地方裁判所玉名支部